

明治初期東北地方における教員養成機関の成立過程

千葉 昌弘

一目 次一

はじめに

- I 「学制」学校の創設とその教員
- II 官立師範学校の創設とその教員派遣
- III 官立宮城師範学校とその教員養成
- IV 東北地方における教員養成機関の成立

おわりに

註

はじめに

これまでの「地方教育史」研究は、とかくその研究主題において教育制度史・教育行政史を中心の傾向がみられ、またその歴史実証において「中央」史料への偏依が顕著にみられた。その反省・批判としてこれまでの「地方教育史」研究とは、課題意識・視点などにおいてその性格を異にした「地域教育史」研究の重要性が主張されている。

本稿は上述の如き今日における「地方教育史」研究の現状を踏まえ、それに「地域教育史」研究という新らな動向をも課題としながら、「東北地方」における所謂「教育の近代化過程」を、明治初期における教員の実態とその養成のあり方を主題として若干の考察を試みようとするものである。

I 「学制」学校の創設とその教員

明治5年(1872)8月頒布の「学制」は、一般にわが国における近代教育制度の基礎を確立したと評価されている。

その「学制」の教育計画によれば、全国に大学8校、中学256校そして小学校は53,760校

が開設されることになり、¹⁾それによって国民皆就学が実現され得るものと構想されていた。こうした各学校の開設は、当然のこととして厖大な数の教員の確保を要請するが、そのための具体的施策はほとんど用意されてはいなかったというのが「学制」実施直後の状況であった。

「学制」の国民皆就学という遠大な理想にもかかわらず、往時の国力や民情からしてその完全実施は不可能となり、結局、「学制」頒布一年を経た明治6年(1873)未現在、全国に中学20校(公立3、私立17)、小学校は12,558校の開設をみたにすぎなかつたのである。²⁾

ところで「学制」は第40章において小学校教員の資格について「小学教員ハ男女ヲ論セス年齢20才以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノ」³⁾と規定した。しかし上述した学校設立の状況に加えて、師範学校が東京に開設されたとはいえ、いまだ卒業生を出すに至っていないかったという事情を併せて考慮すれば、上記の規定に適合する有資格教員を確保することは事実上不可能であったのである。従ってその便法として採られたのが江戸時代以来の旧教育機関、即ち藩校や郷学・私塾・家塾更には寺子屋等の機関において和算・習字等を教授して

いた師匠・句読師・筆道師・算術師・僧侶・神官あるいは旧武士等をそのまま「学制」学校教師として転用することであった。⁴⁾ とはいへこれら教師は上述の資格規定に該当せぬもので、その身分は正格教員としてではなく、無資格の

「仮教師」として雇用されたのである。

第1表は、「学制」期における東北地方各県の公立小学校数と同校教員数の推移を対照的に示したものである。

「学制」によれば第7大学区（東北地方）は

第1表 第7大学区（東北）公立小学校・同教員数の推移

| | 明 6 | | 明 7 | | 明 8 | | 明 9 | | 明 10 | | 明 11 | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------|------------------|------|------|------|------|
| | 小学校 | 教員 | 小学校 | 教員 | 小学校 | 教員 | 小学校 | 教員 | 小学校 | 教員 | 小学校 | 教員 |
| 宮城 | 225 | 460 | 226 | 545 | 226 | 568 | 354 | 922 | 355 | 1213 | 357 | 1363 |
| 福島 | | | 196 | 339 | 459 | 465 | 658 | 1380 | 650 | 1288 | 670 | 1387 |
| 磐前 | 163 | 254 | 181 | 309 | 193 | 301 | 明. 9. 4 | 宮城県へ編入 | | | | |
| 水沢 | 302 | 723 | 302 | 586 | 310 | 570 | 明. 8. 11 明. 9. 4 | 磐井県と改称 岩手県へ編入 | | | | |
| 岩手 | 65 | 110 | 115 | 172 | 147 | 228 | 451 | 743 | 510 | 758 | 536 | 748 |
| 秋田 | 61 | 127 | 199 | 318 | 312 | 475 | 351 | 453 | 385 | 562 | 419 | 550 |
| 山形 | 62 | 123 | 177 | 309 | 238 | 410 | 490 | 932 | 494 | 1184 | 520 | 1145 |
| 青森 | 22 | 112 | 56 | 269 | 81 | 301 | 216 | 499 | 305 | 617 | 368 | 677 |

（「文部省年報」により作成）

32中学区（中学32校）6,720 小学区（小学校6,720校）に分画すべきところが実際には22中学区2,840余の小学区に分画され、小学校は900校設立されたにすぎなかつたのである。⁵⁾

教員の質的問題を吟味することは後の課題として東北地方各県では、「学制」学校の開設とともに生じた大量の教員をいかにして確保し、その需要に対処したのであろうか、その実態の一端を『文部省年報』所載の東北各県学事年報によって窺ってみることにしよう。

「……読書習字算術ノ一科ヲ能スル者每村三人ヲ置キ……」⁶⁾（磐前県）

「……師範学校卒業或ハ中学免状等ヲ有スル適任ノ者ナキカ故ニ……從来私設スル所ノ読書習字等ノ塾師ヲ改メ……」⁷⁾（水沢県）

「……神官僧侶或ハ士族等ノ少々文字アル者ヲ以テ教師トシ……」⁸⁾（福島県）

「……旧神官或ハ僧侶等ヲ雇ヒ其員ニ充ル」⁹⁾（山形県）

等々の方法によって「学制」学校教員を確保したことが知られる。その事情をより立入って宮城県の場合についてみよう。

以下に宮城県の都市部（仙台）と郡部（柴田郡）の小学校に配置された教員の氏名・担当学科・族籍を列挙しておく。¹⁰⁾

○第一中学区（序下仙台）

1番 三百人町小学校

読書（土族）八乙女盛次，習字（土族）小染川次精，算術（土族）生沼宇左衛門

2番 東二番丁小学校

読（土）富沢適正，習（土）安久津成清，算（土）飯場近説

3番 大仏前小学校

読（土）竹内千之，習（商）渡辺耕石，算（土）志村晋平

4番 北六番丁小学校

読（土）矢野成文，習（土）石田秋水，算（土）国分高広

- 5番 片平丁小学校
読書・習字（土）岡徳輔，算（土）千葉秀胤
- 6番 南木材町小学校
読（農）佐久間雅方，習（土）高成田英馬，算（商）若生精三郎
- 7番 立町小学校
読（土）黒沢源之允，習（土）白石良元，算（商）伊藤英輔
- 第三中学区（柴田郡一部）
- 24番 大河原小学校
読書・習字（土）樋口喜作，算術（農）大穀幸助
- 25番 小泉小学校
読・習（土）蟻坂山寿郎，算（土）油井秀之助
- 26番 小山田小学校
読・習（土）栗村平八，算（土）沢地安富
- 27番 中名生小学校
読（農）日下正健，習（僧）円地海音，算（農）中名生義包
- 28番 船岡小学校
読・習（土）遊佐清吉，算術（農）入間田隆五郎
- 29番 楠木小学校
読・習（土）庄子栄懷，算（農）加藤俊治
- 30番 入間田小学校
読・算（農）岡本翁吉，習（平）水原広弼
- 以上記録するところによって1学校におよそ3人の教員が配置されたこと，族籍では都市部で士族出身，郡部（農村）では農出身が多かったことが判明する。一般に明治初期の教員には士族が多かったといわれる。¹¹⁾しかし宮城県では明治6年の調査では509名の教員の族籍構成では農民が270名(49.54%)，士族が208名(38.17%)で，農民出身の教員の比率が士族籍を上まわっているのが特徴的である。¹²⁾

一般に寺子屋は農村を中心として発達したと言われる。この意味で農業中心の産業構造を共通の基盤とする東北地方においては寺子屋を発展的に継承した「学制」学校の成立，そして寺

子屋師匠の「学制」学校教師への転化は十分考えられる事柄であろう。

次に教員の資格，教養の程度について検討を加えておきたい。まず資格の有無であるが，青森県の明治7年の公立小学校教員269名中「三等免状生一人，二等免状生ハ一人ノ外免状所持ノ者無之」¹³⁾の状態であり，明治8年の宮城県下教員568名中「免状有之教員2名」¹⁴⁾，さらに明治9年秋田県の場合「訓導補452名此外各小学校ニ於テ教員手傳ト名ケ教授ヲ助ケル者700名」¹⁵⁾等々と報告され，有資格教員は皆無に近い状況であった。その教員の教養の程度を明確にすることは史料的制約から困難であるが，以下に掲げる教員履歴によって概略を推察することができよう。修学の内容に注目していただきたい。

教員履歴¹⁶⁾

- 事例(1) 第7大学区第2中学区（宮城県下仙台）第1番小学校佐藤文質（読書）
元仙台藩学校ニワ行文久元年ヨリ漢学修業 宮城縣学校へ引続入学去年廃学迄十一ヶ年修業，当22才
- 事例(2) 第7大学区第2中学区（宮城県下仙台）第4番小学校 国分高広（算術）
和算元仙台藩早井己之助へ入門中西流閔流算術伝授，当45才
- 事例(3) 第7大学区第2中学区（宮城県下仙台）第7番小学校 男沢抱一（読書）
元仙台藩大槻民治江入門幼年ヨリ漢字修業
- 事例(4) 第7大学区志田郡第8番（宮内）小学校 万城目均
元治元年ヨリ慶応三年マテ安田光則ニ從テ皇典修学，元治二年ヨリ慶応四年マテ石田成遠ニ從テ漢籍修学，慶応三年ヨリ明治二年マテ山岸分慶ニ從テ習字修学，明治八年ヨリ明治九年マテ宮内小学校仮教師
- 事例(5) 第7大学区岩手県第18中学区第1番小学校（盤岡字日影門）猪川静雄（漢学）
大阪住居旧高松藩士族藤沢宗蔵ニ隨ヒ安政三年丙辰年十二月ヨリ同六巳未年12月マテ三ヶ年間支那学受業，明治三庚午年三月ヨリ七月マテ旧盤岡藩学校舎長相勤，七月ヨリ同四辛未年三月迄旧盤岡藩学校舎

長相勤、当三十九才五ヶ月

事例(6) 第7大学区岩手県第1番（盛岡日影門）小学
校 石川福太郎（算術）

当県土族一条友弥ニ隨ヒ文政三庚辰年三月ヨリ天保
元庚寅年三月マテ都合十一ヶ年之間算術受業

これらの教員履歴によって「学制」学校教師が「伝統的」な教育を受け、所謂「古い型の教養」を身につけた者であったことが窺われる。そのために「教員未ダ十分ニ規則ヲモ弁セス且教導方法モ其宜キヲ得ズ」¹⁷⁾とか、「生徒ノ優秀ナル者疑フ所ヲ質シテ教師答フル能ハズ辞ヲ飾リテ妄答スル者アリ」¹⁸⁾と批判されるような事態を招いていたのである。

「学制」に規定の資格に適合するか否かの問題はもとより、その教養の程度、教育方法等の側面において幾多の問題が残され、それが「教育不振」の一因ともなっていたことを、明治10年秋、秋田・山形両県下の学事を巡視した中島永元は指摘している。

「……昔日ハ一介ノ習字師ト雖其土地人民ノ属望アル者アラサレハ生徒其門ニ入ルモノナキカ故ニ苟モ若干ノ児童ニ師長タル者ハ必ス其父兄ノ信念スル所ノ人物タル然ルニ現今各校ニ在職スル小学校教員ハ概ネ人望ノ有無ニ関セス学務長官ノ派遣スル者ニ係レハ教員モ自ラ官吏ヲ以テ居ラサルモ人民ノ交誼疎薄ノ弊ナキヲ免レス、此地方人民カ其教員ノ人ト為リヲ知ルサルヨリ遂ニ之ヲ敬愛セス併セテ教育ヲ貴重セサルニ至リシ」¹⁹⁾

ここには、その資格・資質を問わず応急の措置として配置した教員が、地域住民にとっては「官吏化」した存在として把握され、その言動が次第に父兄の信用を失い、更には教育を軽視する風潮を生み出すに至ったことが語られているといえよう。

学齢児童の就学状況において、全国的に最も遅滞した地域を形成した明治初年における東北地方の「教育不振」²⁰⁾の要因の一つとして教員の学力水準と授業法の未熟さを指摘することができるであろう。それはまさに教員養成の質と

量の問題であり、教員養成制度の確立こそが国民教育の実質的伸長を促進する最大の緊急課題となっていたことを意味するのである。

II 官立師範学校の創設とその教員派遣

「学制」はその第39章において「……小学校ノ外師範学校アリ此校ニアリテハ小学校ニ教フル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス當今ニ在テハ極メテ要急ナルモノトス……此校ヲ開キ成就ノ上小学教師タルヲ四方ニ派出セソコトヲ期ス」²¹⁾と規定し、「師範学校」を教員養成専門の教育機関と位置づけたのである。

教員養成の重要性と緊急性を強調する主張は既に「学制」頒布以前からみられ、「学制」制定に至る過程においても論ぜられていたところである。「学制」頒布直後、その実施順序を示した「着手ノ順序」²²⁾の第二項において「師表学校」の創設こそ、小学校の開設とともに「當今着手第一中ノ尤急務」なることが主張され、続いて「小学教師教導場ヲ建立スルノ伺」²³⁾が文部省から正院あて上申され、太政官の許可を得て具体的に実施に移されるところとなった。その結果創設をみたのが（東京）師範学校である。

（東京）師範学校は当時全国唯一の、わが国において初めて設立された教員養成を任務とする独立の教育機関である。（東京）師範学校は、明治5年（1872）7月、アメリカの Normal School の出身で当時大学南校の教師であった M. M. Scott を教師として招聘し、当時文部省中小学校掛の職にあった諸葛信澄を初代校長に迎えて創設された。300余人の志願者の中から入学試験の結果54名が合格し、入学を許可されて発足、専ら授業方法の習得を目的とした教員養成教育が実施された。²⁴⁾

この（東京）師範学校に続いて明治6年（1873）8月、大阪と仙台に官立師範学校が開設され、更に続いて明治7年2月愛知・広島・長崎・新潟の各県に同種の師範学校が創設された。かくて全国に7校の官立師範学校が大学区毎に

開校をみることとなったのである。²⁵⁾

東京師範学校から官立師範学校、そして地方の各種の教員養成機関へと下降する、その教員養成のあり方を考察するのが本節以後の課題である。

明治5年7月開校をみた東京師範学校は、翌明治6年7月、第1回の卒業生10名を出した。これは第1回入学生54名中の一部である。

各県ではこの卒業生の派遣を文部省に対し申請し、卒業生は全国各種の教育機関へ派出されていったのである。

第1回卒業生10名の派遣の状況²⁶⁾をみてみよう。

| | |
|--------------|-------------|
| 東京府（士族）金子 尚政 | 21才5ヶ月 |
| | 東京師範学校（官立） |
| 〃 野沢 玄宜 | 22才10ヶ月 |
| | 宮城師範学校（官立） |
| 山形県（士族）津田 信吾 | 20才6ヶ月 |
| | 愛知県師範学校（県立） |
| 東京府（平民）城谷 成器 | 24才8ヶ月 |
| | 東京師範学校（官立） |
| 静岡県（士族）天野 皎 | 21才1ヶ月 |
| | 大阪師範学校（官立） |
| 千葉県（士族）荒野 文雄 | 23才11ヶ月 |
| | 愛知県師範学校（官立） |
| 小田県（士族）井出猪之助 | 28才3ヶ月 |
| | 大阪師範学校（官立） |
| 茨城県（士族）松本 英忠 | 20才7ヶ月 |
| | 宮城師範学校（官立） |
| 千葉県（平民）林 多一郎 | 27才5ヶ月 |
| | 栃木県師範学校（県立） |

これによって卒業生が官立師範学校又は各県の教員養成機関の教員として派遣されていったことが判明する。東京師範学校は明治初期において現職教員を養成する機関としてではなく地方の教員養成機関の教員を養成するという役割を期待され、またその任務を現実に果たしていたことが窺われるであろう。

第1回卒業生を含めて明治11年（1878）7月

に至る卒業生228名の中で、東北地方に派遣された者としては、官立宮城師範学校に野沢玄宜、鶴嶽巳十、松本英忠など、その他元田衛平（磐前県）、百束誠助（山形師範）、久米由太郎（福島師範）、等々の名をあげることができる。²⁷⁾

『文部省年報』の報告によれば、全国7官立師範学校卒業生の数は明治8年242名、明治9年245名であり、また地方の各種の教員養成機関において卒業証書を授与された者の数は全国で8,768名であった、ちなみに当時の小学校の数は24,000校余り、教員の数は52,000名余りを数えている。到底その需要を充たすものではなかったことは明らかであろう。

これに関連して当時の教員の実態と教員養成のあり方について文部省は次のような概括を行なっている。

「……公立校ニ至テハ之（教員養成機関）ヲ
外國語学校ニ併セ或ハ之ヲ小学校ニ合スル等
措置一定セス、教科ノ如キモ當時教員の欠之
ニ会セシ以テ已ムヲ得ス專ラ簡易ヲ要トシ其
大意ヲ講習セシムルニ止リ僅々數箇月ヲ以テ
脩業ノ期限トナシ其条規等創始ニ属スルヲ以
テ猶未タ良善ナルヲ見ス……」²⁸⁾

ここには、余りにも安易な教員養成が、講習等の方法で実施されていることが指摘されている。事実明治6年から同7年末にかけて全国的に講習所・伝習所・養成所等々の名称で各種各様、雑多な機関が開設され、教員の「速成」が図られていたのである。その普及率は明治7年未全国63府県中の70%（2府32県）にも達していた。²⁹⁾それを東北地方の場合でみると、例えば福島県では、明治6年以降、福島小学校の教員3人を上京させ、東京師範学校を参観させた後、東京府小学校教員講習所へ入所させ授業法の概略を学ばせ、帰県後福島小学校内に「教則講習所」を開設し管内の小学校教員を会集して授業法の講習を実施していたといわれる。³⁰⁾また青森県では、「師範学校得業生三人ヲ訓導ニ命シ、各所ノ小学ニ於テ近傍ノ教員ヲ集メ二十

日或ハ三十日間（授業法ヲ）伝習セシメ³¹⁾ ていた例などがみられた。

師範卒の正規の確保が困難であった当時においては、たとえそれが「良善ナルヲ見ズ」と批判されるものであっても「簡易ヲ要ト」した「講習」を実施し、「授業法」を「伝習」することを通して、無資格教員の資質を向上させることができ現実に可能な唯一の方法であったと言えよう。創設以来の官立（東京）師範学校の卒業生の推移は、明治6年10人、明治7年27人、明治8年65人、明治9年33人、明治10年47人、明治11年46人と辿り、明治11年末までに228人の卒業生を出している。しかしその多くは地方の官立及び公立の師範学校の教員となるか、或いは一時地方の小学校教員となり、やがて師範学校や学務吏員として転出するのが通例であった。³²⁾ 本来小学校教員を養成する目的で設立されたはずの官立師範学校が、實際には地方における教員養成機関の教師を養成したのである。その傾向は官立師範学校の中でも特に東京師範学校の場合顕著であった。従って官立東京師範学校は、緊急に求められた小学校教員の需要という当面の課題には直接的にはほとんど応えるところがなかったといつてよいであろう。敢えてその役割を定義づけるとすれば、地方の師範学校を含めた各種の教員養成機関の、その形態と内容のモデルを提供し、教授法における中央指向性を醸成する上で貢献したと言えよう。

（東京）師範学校における教育内容³³⁾についてみよう。開設当初はもっぱら、小学の教則に即してその教授法を伝習することに力を注いだといえる。つまり小学校教員として当面必要な小学教則についての知識と、その教授法についての理解を習熟することで十分であると考えていたのであろう。明治6年の教則改正では学科を本科と余科に分け、本科は授業法を修めることを専らとし修業年限は1カ年、余科は「普通教育ノ課業」を授けるもので学科は初等（「算術・地理書・字義論・代数・幾何学・生理学・本国歴史・記簿法・物理学」の9科）と上等

（「算術・代数・幾何学・生理学・記簿法・物理学・三角法・測量・植物学・地質学・文学・化学」の12科）に分け、修業年限は初等・上等を通じて2カ年としている。明治7年余科は予科と改められた。

明治8年、学科課程を4級に分け各級6カ月修業、修業年限を2カ年と規定した。この4級2年制度の定立によって当時の官立師範学校における教員養成制度と内容の基本的形態がほぼ固定化したといつてよいであろう。

その小学師範学科の教則は、³⁴⁾

第四級

- 史 学（週12時）皇朝史略、日本外史、十八史略、元明史略、清鑑易知錄、通鑑攬要
- 算 術（週6時）加減乗除、分数、比例
- 地理学（週6時）日本地誌要略、輿地誌略、ゴールドスミス氏亞米利加1部

習 字（週3時）

畫 学（週3時）小学画学本

第三級

- 史 学（週12時）泰西史鑑、西史綱紀、万国新史、合衆国小史
- 物理学（週6時）物理全誌（物性、動、静、重力、單器、六種、氣学、音学、溫学）
- 數 学（週6時）開平ヨリ求積法マテ、代数加減乗文 学（週3時）作文（片仮名交リ）
- 体 操（学習時間外）

第二級

- 物理学（週3時）物理全誌（光学、磁器、電学、天体）
- 化 学（週3時）百科全書化学篇
- 數 学（週6時）代数
- 記簿法（週3時）単記
- 授業法（週6時）
 - （生理学） 初等人身窮理
 - （修身学） 百科全書修身論
 - （経済学） 英氏經濟論
 - （博物学） 具氏博物学

第一級

実地授業 附属小学校生徒ヲ教授セシム

その初期において、教員の「速成」を専ら任務としていた師範学校が教授法の伝習を中心とした教育内容によっていたのに対して、次第に教員の資質を高め学識を広めるために基礎教養学科を導入してきたことが窺われる。

2年4級制の修業期間といい、或いは上述の教科課程といい、これが他の官立師範学校はもとより、地方の師範学校のモデルとなっていたのである。

教員養成の教育内容に全国的な統一基準が設定されるに至るのは明治14年（1881）の「師範学校教則大綱」制定以降のことである。以後、それまでは東京師範学校を唯一のモデルしながらも、その教科編成・修業年限等々において各府県ごとに比較的自由で多様な実践を展開していた地方の教員養成が、この「師範学校教則大綱」の制定を契機として急速に画一化の方向にむかっていくのである。

その背後に、「学制」以来の所謂「欧化＝啓蒙」主義政策から儒教主義教育政策への転換があった。「学制」以来求められた「新知識＝近代科学の伝達者」としての教師という性格は薄れ、儒教倫理に支えられた「道徳の実践者」としての性格をもった教員が画一化した師範学校において養成されることが期待されたのである。

III 官立宮城師範学校とその教員養成

明治6年（1873）8月文部省布達第110号が発せられ、第3大学区大阪と第7大学区宮城県仙台に官立師範学校が創設され、翌明治7年2月には愛知・広島・長崎・新潟の各県にも同様の師範学校が開設された。「学制」実施に伴って生じた地方府県からの教員需要に対応した施策であり、これによって各大学区ではこれら官立師範学校を拠点として教員養成作業が漸く軌道にのることになるのである。

全国7官立師範学校の設立時の概要を一覧によって示せば第2表の如くである。

官立宮城師範学校は校長に文部省八等出仕大

第2表 官立師範学校一覧（明治8年）

| | 設立年月 | 修業年限 | 教員 | 生徒定員 | 入学生徒 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 東京師範学校 | 5.5 | (2) | 1 | 114 | 54 |
| 大阪師範学校 | 6.8 | 2 | (10) | 100 | 25 |
| 宮城師範学校 | 6.8 | 2 | 6 | 100 | 46 |
| 愛知師範学校 | 7.2 | 2 | (6) | 100 | 120 |
| 広島師範学校 | 7.2 | 2 | (10) | 100 | 102 |
| 長崎師範学校 | 7.2 | 2 | (8) | 100 | 37 |
| 新潟師範学校 | 7.2 | 2 | (6) | 40 | 31 |

（「文部省第三年報」より）

楢文彦を、それに先述の東京師範学校第1回卒業生の野沢玄宜・鵜瀬巳十・松本英忠等を教員に迎えて発足した。明治6年8月生徒募集が公示され、その範囲は第6第7大学区都合16県に及び、各県5名を降って募集、9月から10月にかけて願書受付、「其行状学業等」の審査を経て入学を許可された者の数は定員100名に対し40名であった。うち最年少の者は20才2ヶ月、最年長の者は51才6ヶ月であった。地元宮城県からは約半数の19名が入学している。その多くは士族籍の者で占められているのは（東京）師範学校の場合と同様である。³⁵⁾ 以下にその入学生徒の出身県・氏名・年齢を記す。³⁶⁾

| | |
|------------|-------|
| (岩手) 宮 勇 | 22. 1 |
| (宮城) 男沢 抱一 | 46. 2 |
| (宮城) 木村 敏 | 23. 7 |
| (宮城) 矢吹 蕃 | 26. 7 |
| (若松) 大場源之丞 | 33. 6 |
| (磐前) 衣笠 弘 | 31.10 |
| (若松) 松浦 延寿 | 46. 6 |
| (若松) 松山 若沖 | 25. 5 |
| (磐前) 茅根 公義 | 24. 3 |
| (宮城) 山内 道焼 | 51. 6 |
| (山形) 中島 恭平 | 26. |
| (岩手) 瀬山 鐘 | 25. 2 |
| (宮城) 大石 常雄 | 29. 1 |
| (宮城) 千葉 恒平 | 35. 3 |
| (宮城) 小野 清敬 | 40. |
| (茨城) 本多 重房 | 24. 7 |
| (宮城) 国分 行動 | 27. 9 |

(宮城) 菊地 祐吾 37. 9
 (宮城) 広西 徳郎 29.11
 (山形) 林兎喜太郎 23. 5
 (宮城) 鹿股 秀治 24. 4
 (宮城) 志村 恒敬 20. 2
 (若松) 河野喜八郎 40. 2
 (山形) 値賀 知雄 30. 6
 (磐前) 神田 信因 23.
 (宮城) 安藤 元祐 42. 2
 (宮城) 川村 蘇三 38.11
 (宮城) 西村 永清 38. 7
 (山形) 遠山 広 25. 2
 (磐前) 荏宿 仲衛 20. 2
 (若松) 佐治次太郎 32. 4
 (水沢) 戸板 省吾 41. 4
 (相川) 岩佐 美光 23. 3
 (宮城) 高橋 東輔 44.11
 (宮城) 渋谷英之進 24.
 (相川) 吉村 美充 20.11
 (水沢) 宮 謙輔 25. 9
 (宮城) 佐藤 文質 22.
 (宮城) 万城目 均 22.
 (相川) 藤井 為忠 25. 7

開学は明治6年11月。「其教則及校則ノ如キハ皆東京師範学校ノ成規ニ準拠」とあるから、その教育内容は東京師範学校とほぼ同じものであったと思われる。かくて開学13ヶ月余を経過した明治8年(1875)1月、初の卒業生15名を出した。修業年限2ヶ年を短縮しての教員「速成」であった。これら卒業生の派出県とその勤務先を示すと次の通りである。³⁷⁾ 上述した入学一覧と対照していただきたい。

茅根 公義(土) 広島県(教員養成ノ任…
 松山 若冲(僧) 静岡県
 林兎喜太郎(土) 山形県(磐前県伝習学校…
 宮 勇(土) 磐前県
 本多 重房(土) 高知県
 大場源之丞(平) 新川県

中島 孝平(土) 名東県(徳島) 成章小学校
 瀬山 鐘(土) 岩手県(水沢県) 伝習所
 (仁王小学校附設)
 木村 敏(土) 宮城県(仙台) 東二番丁小
 学校のち伝習学校教
 員
 衣笠 弘(土) 宮城県
 大石 常雄(平) 水沢県
 男沢 抱一(土) 宮城県(仙台) 立町小学校
 のち伝習校教員
 松浦 延寿(平) 若松県
 菊地 祐吾(平) 青森県下小学校へ派出のち
 教員「伝習」に従事
 河野喜八郎(平) 若松県

派出先必ずしも出身地でなく、第6第7両大学区以外の県に及んでいること、更には多くの者が地方立の教員養成機関(施設)の教員となるか、都市部(中心校)の小学校教員となり、地方における教員の指導層を形成していたといえる。いずれにしても全国に7校の官立師範学校が創設され、教員養成教育が本格化したとはいえ、全国府県が現実に必要とした大量の小学校教員の養成は依然としてその需要に応え得るものではなかったことが、官立宮城師範学校の場合においても指摘できる。そこに、明治7、8年を境として急速に開設をみた各県単位の多様な教育養成ないし現職教員の再教育を目的とした各種機関設立の必然性があったとみることができよう。

ところで、官立宮城師範学校における教員養成教育がいかに実施されていたのか、あるいはまたそれが東北地方における教員養成の上でいかなる役割を果たしていったのか、その点について若干検討を加えておきたい。まず明治8年10月改定の教則の一部を記しておく。

- <官立宮城師範学校教則> (一部)³⁸⁾
- 一. 本校ハ小学校ノ師範タルヘキ者ヲ養成スル所ナル
カ故ニ他日国内諸小学校ノ訓導タルヘキ諸學術及
教授ノ方法ヲ修学セシム
 - 一. 生徒ハ年齢二十才以上三十才以下ニシテ既ニ普通
ノ讀書算術ニ通スル者百名ヲ選ヒ官費ヲ供給ス
 - 一. 在学期限ハ大凡二ヶ年トシ課程ヲ四級ニ分チ毎級
六ヶ月ノ習業トス，而シテ毎級卒業ノ時ハ試験ヲ
以テ昇級セシム但生徒才学ノ優秀ニヨリ卒業ノ遲
速アルヘシ
 - 一. 習業ノ時間ハ一週二十七時間一日四時三十分内ト
ス
 - 一. 教科課程
 - 四級
 - 地 学一日本地誌略及兵要日本地理小誌等ヲ授ク
 - 史 学一国史擧要及國史略，統國史略等ヲ授ク
 - 理 学一物理訓蒙及物理階梯ヲ授ク
 - 数 学一加減乘除法，諸等分数比例開平開立ヲ授
ク
 - 三級
 - 地 学一輿地誌略等ヲ授ク
 - 史 学一史略，西洋事情，泰西史鑑，万国新史等
ヲ授ク
 - 理 学一登高自卑，格物入門，和解等ヲ授ク
 - 作 文一書翰文，公用文，證券文等ヲ書セシム
 - 代数学一ロビンソン氏 ユニボルシチアルゼブラ，
チャンブル氏 アルゼブラ
 - 二級
 - 史 学一日本史，十八史略，元明史略等ヲ授ク
 - 博 物一博物新編譯解，同補遺及化学訓蒙等才授
ク
 - 作 文一漢文ヲ和解セシム或ハ題ヲ与ヘ諸種ノ文
ヲ作ラシム
 - 幾何学一ロビンソン氏ゼヲメトリー，チャンブル
氏 ゼヲメトリー
 - 教授法一下等小学教則教授ノ法ヲ授ク
 - 一級
 - 脩 身一勸善訓蒙及万国立志編
 - 経 済一經濟小学，經濟原論等
 - 政 体一日本政記，立憲政体略等
 - 三角法一ロビンソン氏 トリゴノメトリー
 - 測量法一ダビース氏 ニーウルソルビング
 - 教授法一上等小学教則教授ノ法ヲ授ケ兼テ附属小
学生徒ヲ受持タシメ実地教授ノ法ヲ熟練
セシム

修業期間2年，四級制採用等は東京師範学校の成規に準拠したものといえるが，各級の学科内容，使用教科書等において独自の編成がみられ，近代科学関係の学科を重視しているのが注目される。第3表は東京師範学校と宮城師範学校のカリキュラム編成上の特徴をより明確に示すために作成したものである。

第3表 官立東京・宮城師範学校教科課程比較表
(明治8年)

| | | 東京 | 宮城 |
|----|-------|---------|-------------|
| 四級 | 史 学 | 12 | 地理学 6 |
| | 算 術 | 6 | 史 学 9 |
| | 地 理 学 | 6 | 算 術(数学) 6 |
| | 習 字 | 3 | 物 理 学(理学) 3 |
| | 画 学 | 3 | 画 学 6 |
| | | | 体 操 0 |
| | | | 唱 歌(当分欠ク) |
| | | 小計 30 | 小計 30+① |
| 三級 | 史 学 | 12 | 文 学 6 |
| | 物 理 学 | 6 | 地 球 学(地学) 6 |
| | 数 学 | 6 | 史 学 6 |
| | 文 学 | 3 | 数 学 6 |
| | 体 操 | 0 | 物 理 学(理学) 3 |
| | | | 体 操 0 |
| | | | 唱 歌(当分欠ク) |
| | | | 小学授業法 3 |
| | | 小計 27+① | 小計 30+① |
| 二級 | 物 理 学 | 3 | 文 学 6 |
| | 化 学 | 3 | 史 学 6 |
| | 数 学 | 6 | 数 学 6 |
| | 記 簿 法 | 3 | 物 理 学 4 |
| | 授 業 法 | 6 | 博 物 学 2 |
| | (生理学) | 0 | 經 济 学 3 |
| | | | (修身学) 0 |
| | | | (経済学) 0 |
| | | | (博物学) 0 |
| | | | 体 操 小学授業法 3 |
| | | 小計 21+⑤ | 小計 30+① |
| 一級 | 実地授業 | 0 | 小学授業法 ④ |
| | | | 史 学 6 |
| | | | 数 学 9 |
| | | | 化 学 6 |
| | | | 記 簿 法 9 |
| | | | (修身学) 0 |
| | | | (生理学) 0 |
| | | | 体 操 0 |
| | | 小計 ① | 小計 30+⑦ |

- 1) 数字は、1週の授業時数
- 2) ○印は、授業時数不明の開設教科
- 3) 小計は、週当たり各級の授業時数

この表から明らかのように、東京師範学校の場合は、まず基礎教養科目（高度の普通教育）と考えられる諸「学術」の習得を先行させ、級が進むにつれて他の教科へ及び、び最終段階（2年後半期第1級）では専ら「実地授業」を修めるというカリキュラム構造をなしているのに対し、宮城師範学校の場合は、基礎教養科目を全級にわたって配し、小学校における各教科を成り立たせている諸「学術」の基礎教育の充実を図りつつ、初年度後半期（第三級）から「授業法」を課し、両者の融合調和を図っているが対照的である³⁹⁾。近代的教科を担当しうる教員の速成を緊急の課題としていた当時としては、授業法を中心とし全教科を一齊に学習させる方法を採用した宮城師範学校のカリキュラム編成のあり方は、当時の教員の教養の程度、学力水準の実態からみれば、極めて現実的な教員養成方法をとっているといえるであろう。早期から基礎教育と授業法を平行して習得できるというカリキュラム編成であれば、生徒の学業の進歩如何によって進級や卒業が短縮され得るという可能性がそこにはみられるのである。事実、修業年限を二年とした宮城師範学校の設立初期の入学生の中には8カ月で卒業した者もみられるのである。

明治11年（1878）2月、官立宮城師範学校は大阪・長崎の官立師範学校とともに廃止されるに至る。その前年には、愛知・広島・新潟の三官立師範学校が廃止されている。これによつて、東京を除く他の大学区の官立師範学校は総て廃止されたのである。以後の教員養成教育は地方立の師範学校によって担われていくことになつていったのである。

IV 東北地方における教員養成機関の成立

官立師範学校をはじめとして明治6、7年を境として全国各地に各種各様の教員養成機関が設立された。それらは講習所・伝習所・養成所等

々雑多な名称で呼ばれ、その規模・内容・方法その他において多様な形態をもつもので、それらがわが国における教員養成制度発達の歴史のうえでいかなる役割と機能を果たしたのか、それを総括的に述べることは不可能と言えよう。

しかし乍らこれら各種の機関が、その当初は現職教員の短期の再教育の機関として創設され、漸次公的な教員養成機関、つまり公立師範学校へと吸收再編されていったということは一応指摘し得るであろう。その経緯を東北地方の場合について検討を加えておこう。『文部省第二年報』（明治7年度）は明治7年迄に創設された第七大学区（東北地方）の教員養成機関として次の三機関を掲げている。

| 所轄 | 名 称 | 設立 | 教員 | 生徒 | | 卒業生 | 修業期限 |
|-----|----------|----|----|-----|---|----------|------|
| | | | | 男 | 女 | | |
| 文部省 | 官立宮城師範学校 | 明6 | 8 | 114 | 0 | 11 | 2年 |
| 磐前県 | 伝習学校 | 明7 | 2 | 75 | 0 | 0 | 100日 |
| 秋田県 | 伝習学校 | 明6 | 15 | 195 | 0 | 594 ① | 不明 |

註① 下等小学仮免状授与者数

明治7年（1874）現在、全国3府60県の70%（2府32県）の府県で各種の教員養成機関が開設をみていたという状況からみれば東北地方はその最も普及の遅れた地域であった。

ところで『文部省第二年報』に掲げられた教員養成機関は謂わば公認のものに限られており非公認のものも多数存在していたことが知られる。例えば山形県ではまず「師範学校卒業生ヲシテ伝習師トナシ一般ノ教員ヲ順序会集シ其方法ヲ實際伝習シ爾後適宜ノ地へ差向ケ其教員ヲ会シ或ハ伝習シ或ハ代テ生徒ヲ教授シ其方法ヲ示ス…」という現職教師を対象とした講習が実施され、それがやがて「臨時仮伝習所」の開設となり、続いて「伝習所」の開所へと発展していったのである。⁴⁰⁾同じ事は水沢県においても各大学区毎に「学術名望之教員」を人撰し、約

2カ月程度にわたって該区内の各小学校に教員を派遣し、下等小学教則の「伝習」を実施するということがみられた。この伝習は明治7年以降実施されていたようであり、これがやがて「水沢県小学教則伝習所」の設立（明治7年12月）となるのである。⁴¹⁾ 以下にその規則の一部を紹介しておく。

- 第一条 当場ニ入り伝習セン事ヲ欲スルモノハ管内ニ於テ教員トナル志願ノ者ニ非ザレバ之ヲ許サズ
- 第二条 生徒ヲ四等ニ分ツ、第一・第二・第三伝習生及ビ少年生ナリ
- 第三条 生徒ヲ四等ニ判別スルハ、從來学力ノ優劣及ビ年齢ヲ以テ之ヲ定ム伝習生ハ年齢二十才以上ニシテ試験ニ依リ三等ニ分ツ、少年生ハ年齢十三才乃至十九才（以下略）
- 第四条 生徒ハ百名ニ限ル、伝習生六十名、少年生四十名別テ五箇教場ヲ設ク
- 第五条 教則ハ師範学校ノ則ヲ用ユ
- 第七条 伝習生ハ正則ノ外理化・歴史・地理・算術等予科ヲ学バシメ、少年生ハ正科ノミヲ教ニユ
- 第八条 伝習ハ凡二十週日百四十日ニ成熟スルヲ期限ト定ム（以下略）
- 第九条 卒業ノ後伝習生ハ訓蒙ニ任ジ、少年生ハ助教ニ補ス（以下略）

福島、青森の両県においても同様の経緯があったことは既に触れた。その他の例では、秋田県の伝習学校（明治6年11月），⁴²⁾ 宮城県の「小学校教員伝習学校」⁴³⁾（明治8年3月）等の例がある。

秋田の伝習学校の教則・校則の一部を紹介しておこう。

教 則一…小学科ノ読書並礼術ヲ授ケ旁ラ附属
生徒ヲ教授セシメテ以テ其教授方法ヲ
伝習ス（以下略）

生徒員数一伝習生徒百四十名、現今百五十名、附
属生徒百五十名

生徒受業料一無之

入 学 心得一伝習ヲ分テ上下二等トス下等ハ年齢十

七才以上四十才以下ニシテ志願ノ者ヲ
入学セシメ……

上等教科伝習ハ在学八カ月、下等ハ六
カ月ヨリ多カラサルヲ法トス

これはその大要において宮城県の伝習学校とほぼ同様の内容をもつものであったとみることができると、宮城県の場合修業年限が「大略百日」と「急養」方法を採用しているのに対し6ヶ月から8ヶ月と「漸養」方法を採り、附属小学校を併設しているのは、後の師範学校の形態をほぼ備えているものとして注目される。先の水沢県の伝習学校の純然たる「伝習」の形態とは異なり、附属校を併設している等の諸点において後の「師範学校」へと発展移行する原初的形態を整えつつあったことが窺われる。ところでかかる「講習」や「伝習学校」等の再教育を経て、仮教師から「学制」学校の正格教員へと改造される経過の具体例を示そう。

水沢県下の下等小学助教にあった白極誠一が、仙台の「伝習学校」を経て一等権訓導として拝命に至る経過がそれである。

白極誠一が水沢県下の下等小学助教となるまでの経歴は次の如くである。

- 一. (年代不詳) 岡千仞塾ニテ修学
- 一. 明治二年～東京藤野立塾入学
- かくて「学制」颁布となり、白極は、
- 一. 明治七年 水沢伝習所入学、下等小学助教（四等）免許受ク 県下助教拝命

しかしこの免状は「当県管内限り小学教授ノ免状」である。白極はほどなく仙台に開設の「小学校教員伝習学校」に入学、約3カ月の教育を経て明治8年6月卒業、直ちに仙台の南材木町小学校一等権訓導を拝命赴任している。⁴⁴⁾ 「伝習学校」が「仮教師」の再教育機関として機能を発揮していたことの一例証を示すといえる。

「伝習学校」はほどなくして「師範学校」として改称改組されるに至る。宮城県伝習学校の

仙台師範学校への移行、福島県の教則講習所の福島師範学校への移行、三春伝習学校の磐前師範学校への移行、盛岡の小学伝習所（仁王学校内）の盛岡師範学校への移行等が明治9年に至って実行されている。

宮城県伝習学校の仙台師範学校への改称は同時に「上等科」設置という問題を解決することを意図して推進された。伝習学校の時代のように「教員速成ヲ期シ……下等学科卒業ノミニテハ……各小学校ノ内ニ下等卒業ノ生徒モ出来」てしまって、その学力水準に適応することが困難になってきているというのが上等科加設の理由であった⁴⁵⁾。幾多の問題をかかえながらも漸く定着渗透を呈しつつあった小学校教育のなかで、等級上進は必然的であった。従ってかかる事態に対応しうる、能力と技術（教授法）をもった教員を養成し、供給する必要に迫られた地方当局者にとって、「速成」を専ら目的として開設された「伝習学校」の教育体制を整備充実させ、その質的向上を図ることが緊要の課題と自覚され、「師範学校」の誕生となったものと理解される。

しかし地方立の「師範学校」の成立とその充実は、同時に「官立師範学校」の存在理由そのものを改めて問うことになっていったのである。

官立宮城師範学校長吉川泰二郎はその間の事情を次のように述べている。

「……今是等（公立師範学校）卒業生ト官立師範学校ノ卒業生ト其学力ノ深浅授業ノ巧拙ヲ比較スレハ固ヨリ伯仲ノ間ニ在ル……故ニ地方ノ教育者ニシテ官立師範学校ノ卒業生ヲ冀望スル者日一日ヨリ減少シ、偶之ヲ携スルモ其報金ハ益々減低スルニ至レリ……官立師範学校生徒養成ノ方法従前ノ如クニ止ラハ目下ニ在ヲハ殆ト無用ノ長物タルニ過キサルナリ……」⁴⁶⁾

地方の師範学校が、東京師範学校をモデルとして施設の整備、修業年限の延長、教授内容の

充実等を図った結果、「官立師範学校」の存在理由そのものが問われ、その水準向上が求められたのである。と同時に官立師範学校の存在基盤そのものが動搖していたという問題があった。つまり官立師範学校の設立主体であった大学区が完全にその教育行政機能を発揮する基盤そのものを既に失っていたのである。それは学区制を否定ないし事実上無視した小学区の設定となり、学区取締制度と実態との跛行となって頑在化していたことに特徴的に示されていたと言える。明治10年（1877）2月、愛知・広島・新潟の各官立師範学校が廃止、翌明治11年（1878）2月には大阪・長崎・宮城の官立師範学校とともに廃止され、その後の「教員養成ノ事業ハ漸次地方公立師範学校ニ寄任」⁴⁷⁾するという教員養成政策によって、府県は小学校教員養成の実質的責任をほぼ全面的に負わされることになっていたのである。

官立宮城師範学校が廃止となった明治11年段階における東北地方の教員養成機関の一覧を以下に示しておく。

東北地方の教員養成機関の一覧（明治11年）

| 名 称 | 修 学 間 | 教 員 (女) | 生 徒 (女) |
|----------|-----------------|------------|------------------|
| 山形県師範学校 | 2 年 | 8 | 130 |
| 西村山伝習学校 | 4 カ月 | 2 | 67(1) |
| 酒田伝習学校 | 4 カ月 | 2 | 25(2) |
| 松嶺伝習学校 | 4 カ月 | 2 | 30 |
| 宮内伝習学校 | 4 カ月 | 2 | 23 |
| 鶴岡伝習学校 | 4 カ月 | 2 | 35 |
| 仙台師範学校 | 2 年 | 17(2) | 39(3) |
| 福島師範学校 | 1 年 | 8 | 100 |
| 福島予科学校 | 1 年 | 1 | 12 |
| 若松予科学校 | 1 年 | 4 | 116 |
| 三春予科学校 | 1 年 | 1 | 21 |
| 平予科学校 | 1 年 | 2 | 12 |
| 秋田師範学校 | 1年半 2年 3年 | 17(2) | 73 —(1) 73 |
| 青森県師範学校 | 2 年 | 5 | 70 |
| 弘前師範分校 | 9 カ月 | 3 | 65 |
| 弘前女子師範学校 | 2 年 | 1(女) | 24(女) |
| 八戸師範分校 | 9 カ月 | 2 | 51 |
| 盛岡師範学校 | 2 年 6 カ月 | 10 | 243 |

（「文部省第6年報」による）

先に示した明治7年段階における教員養成機関が僅かに3校にすぎなかったことの対比でいえば、その整備普及の状況をみることができ。しかしかかる教員養成機関の量的拡大にもかかわらず、正格=有資格教員の不足の状態は解消されるどころかむしろ慢性化していたのである。第4表は明治14年の小学教員の資格別構成を比較したものである。

第4表 東北地方小学校教員の資格別構成比較
(明治14年度)

| | 訓導(比率) | 准訓導(比率) | 授業生・助手 |
|-------|--------------|-------------|--------------|
| 宮 城 | 179(9.10) | 189(9.60) | 1599(81.29) |
| 福 島 | 410(19.30) | — | 1714(80.69) |
| 岩 手 | 264(24.35) | — | 820(75.64) |
| 秋 田 | 459(33.26) | 18(1.30) | 903(65.43) |
| 山 形 | 385(22.62) | — | 1317(77.37) |
| 青 森 | 101(12.39) | — | 714(87.60) |
| 東 北 計 | 1798(19.81) | 207(2.28) | 7067(77.89) |
| 全 国 計 | 16896(22.05) | 4708(6.14) | 55014(71.80) |

(「文部省年報」より作成)

これによって東北地方における教員資格構成において、全国的な状況との比較でみると東北地方のそれは、正格教員=訓導の比率において低く、逆に授業生・助教・助手等と呼ばれる無資格教員の比率が高いことが判明する。つまり公立「師範学校」制度が整備されてなお有資格教員の確保が困難であった事情を示すものであり、それは実際の教育の質的向上を抑制する要因になり得るものであったといえよう。

優れた正格教員を確保し得なかった最大の原因は、東北地方における教員待遇の菲薄に求められる。例えば明治10年の教員年収を比較してみると東京が69円(平均)であったのに対し、山形33円、宮城43円、福島52円、秋田50円、青森24円、岩手36円と、いずれもはるかに下まわっている。⁴⁸⁾ 明治10年秋、秋田・山形両県を巡視した文部権大書記官中島永元が「各地教員ノ月俸ノ額ヲ問フニ、二円乃至四円ヲ以テ通例トス、故ニ妻子アル者ハ素ヨリ之ヲ頼テ生計ヲ為

スニ足ラス、独身ノ貧書生ハ僅ニ以テ一口ヲ糊スルニ足ルト雖モ、其宿料食糧ヲ償フノ外更ニ一銭ヲ餘ス能ハスノ如キ薄給ヲ給シテ其子女ノ充分ノ教育ヲ受ケンコトヲ望ムハ豈之ヲ父母タル者ノ誤謬ト謂ハサル可ケンヤ」⁴⁹⁾ とまで述べている。

こうした教員待遇の菲薄は、東北地方だけではなかったとはいえ、経済的基盤や家庭経済状況の脆弱な東北地方においてはそれは極度のものがあったのである。

待遇の劣悪な教職は、師範学校卒業生にとって魅力のある職業ではなく、正に「貧生窮士ノ余業」⁵⁰⁾ でしかなかったのである。

農業からの徹底的な収奪によって資本主義形成の基盤を構築しようとした「松方財政」下において、農業生産に依拠していた東北地方の財政は窮迫の度を深めていた。明治10年代前半期に展開した「伝習学校」から「師範学校」への移行転換は、かかる財政政策のもとで、財政的措置をともなう教育諸条件の整備の実質的責任のほとんどすべてを地方に課す、という極めて恣意的で無責任ともいえる政策のもとで推進されていったのである。

簡易速成の教員養成機関として、或いは現職教員の再教育機関として出発し、一定の役割を果たし、明治10年代初頭に一応の整備をみた地方の「師範学校」は、明治10年代半ば以降、一連の教員養成法制化の進行とともにあって、国家の「基準」に従って画一化され、教員養成のための「職業」学校ないし「専門」学校として限定的に再編整備されていくことになっていったのである。

おわりに

以上、明治初期の東北地方における教員の実態と教員養成機関の成立過程について若干考察してきた。以上の考察から、明治初期東北地方における教員の量的確保の問題もさることながら、特に資格・資質の面において「教育の近代化」にとって重大なマイナスの要因が存在し、

それが慢性化していた実態の一斑を理解することができるであろう。かかる明治初期における東北地方の教育の実態、とりわけ教員及び教員養成をめぐる問題状況を史的に究明することは、明治以降のわが国における「教育の近代化」過程の「質」的検討において、或いは「地域における主体形成」を視点とした教育史研究にとって一義性を有するものと考えるのである。今後に究明すべき課題を数多く残す本稿ではあるが、これまでの先行研究の空白の一部を補い得たとすれば幸いである。

(1975. 10 稿)

註

- 1) 明治6年4月の改正により全国は7大学区と分画された。従って大学7校、中学224校、小学校は47,040校の設立が計画された。
 - 2) 「学制」の実施過程並びにその実態については特に以下の文献を参照した。
土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』1962、仲新『明治初期の教育政策と地方への定着過程』1962、倉沢剛『小学校の歴史』(I) 1963
 - 3) 『明治以降教育制度発達史』第1巻, p. 288
(以下『発達史』と略す)
 - 4) 全国的な傾向については註2)に掲げた文献のほか、唐沢富太郎『教師の歴史』1955、石戸谷哲夫『日本教員史研究』1958、牧昌見『日本教員資格制度史研究』1971、中内他編『教員養成の歴史と構造』1974、海原徹『明治教員史の研究』1973、等を参照
 - 5) なお詳細は、拙稿「東北地方における近代学校成立過程上の特徴と限界」「『秋田県教育史研究』第7号、1972、所収) を参照いただきたい。
 - 6) 『文部省第1年報』明治6年(磐前県), p. 123
 - 7) 『文部省第2年報』明治7年(水沢県), p. 372
 - 8) 『文部省第1年報』明治6年(福島県), p. 134
 - 9) 『文部省第4年報』明治9年(山形県), p. 273
 - 10) 宮城県蔵「学事関係文書」(1031)「学校方綴」中の開業調による。(以下「県学事文書」と略す)
 - 11) 例えば唐沢富太郎『教師の歴史』, p. 27の指摘
 - 12) 註10)に示した文書によって調査集計、ちなみに宮城県下の寺子屋師匠567名の族籍構成では、士族248(43.74%), 農117(20.63%)となっている。
- (『宮城県史』第11巻 p. 99) それを東北地方全般にみれば、武士578(35.77%), 平民504(31.19%)以下神官133、僧侶124、医者122、その他112、不明43 計1,616人である。(石川謙『寺子屋』p. 124)
石川謙『日本庶民教育史』(複版) 参照
- 13) 『文部省第2年報』明治7年(青森県), p. 347
 - 14) 『文部省第2年報』明治7年(宮城県), p. 326
 - 15) 『文部省第4年報』明治9年(秋田県), p. 292
なお 手伝教師については、枝川了円・戸田金一「秋田県学制期手伝教師研究の意義」(『秋田大学学芸部紀要』第17集) 及び同「秋田県学制期手伝教師の記録について」(同第18集) 参照のこと。
 - 16) 事例(1)~(4)は県学事文書 (1031), 事例(5)~(6)は『岩手県教育史資料』第2集による。
 - 17) 佐々木文子「学制における学区取締の機能」(『秋田県教育史研究』創刊号, 所収) p. 41
 - 18) 宮城県図書館蔵「東北新聞」明治8年 第13号
 - 19) 『文部省第5年報』明治10年(督学局年報), pp. 18-19
 - 20) その実態については註5)に示した拙稿参照のこと。
 - 21) 『発達史』第1巻, p. 228
 - 22) 『発達史』第1巻, pp. 342-349
 - 23) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第3巻, pp. 864-866
 - 24) 官立(東京)師範学校創設の事情については 坪井玄道『創業時代の師範教育』(国民教育奨励会『教育五十年史』民友社, 1923所収) 等を参照、なお厳密には「東京師範学校」という名称は6年8月以降用いられたものでここでは便宜上()を附している。
 - 25) 『発達史』第1巻, p. 792
 - 26) 前掲『小学校の歴史』(I), pp. 564-567, 及び前掲『日本近代教育百年史』第3巻, pp. 872-877
 - 27) 『文部省年報』明治8年~明治11年の各県学事年報による。
 - 28) 『文部省第2年報』明治7年, p. 2
 - 29) ちなみに明治6年8校、明治7年46校、明治8年82校の急増である。
 - 30) 『文部省第2年報』明治7年, p. 333
 - 31) 『文部省第3年報』明治8年(青森県), p. 487
 - 32) 卒業生228名中、小学校教員107名、師範教員54名等が主な赴任先である。
 - 33) 東京師範学校のカリキュラムの変遷については、

- 中島太郎編『教員養成の研究』1961, 参照
- 34) 中島太郎『教員養成の研究』, p. 126
- 35) 宮立宮城師範学校については『宮城県史』(1), pp. 257-262, 『東北大學50年史』(下), pp. 1812-1813 等参照, なお より詳細には拙稿「近代教育制度の発足」(『宮城県教育百年史』第1巻, 近刊予定) を参照していただきたい。
- 36) 「文部省雑誌」明治7年第3号 (『明治文化全集』第18巻 所収) pp. 426-427
- 37) 前掲「東北新聞」明治8年9月 第7号
- 38) 『文部省第2年報』明治7年, p. 385
- 39) 同様のカリキュラム編成方式を採用したものに広島師範学校がある。
- 40) 『文部省第2年報』明治7年 (山形県), p. 337
- 41) 『岩手県教育史資料』第2集, pp. 151-153
- 42) 戸田金一「秋田県伝習学校の成立」(『秋田大学教育学部紀要』第21集 所収)
- 43) 詳細は, 拙稿「宮城県伝習学校的成立について」(『教育思想』第2号, 1974 所収) を参照していただきたい。
- 44) 県学事文書 (731), 及び『岩手県教育史資料』第2集を併せて調査
- 45) 註43) に示した拙稿にその間の事情は詳述した。
- 46) 『文部省第5年報』明治10年 (宮城県), pp. 406-407
- 47) 明治10年2月19日付文部省布達 第3号
- 48) 前掲『小学校の歴史』(I), 同『日本教員史研究』同『明治教員史の研究』等を参照
- 49) 『文部省第5年報』明治10年 (督学局年報), p. 18
- 50) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』, p. 55

The Process of Establishment of Teachers Training School in the Tōhoku District in the Early Years of Meiji Era

Masahiro CHIBA

The modernization of teaching methods is the very important point for having an insight into the Japanese modern educational system.

The purpose of this paper is to investigate how educational activities of school had changed from the traditional pattern to the new pattern to make analysis of the process of the establishment of Teachers training School in the early years of Meiji era taking Tōhoku Districts as an example.

In the Educational Act of 1872, called "Gakusei", public primary schools were established all over Japan.

The expansion of primary schools demanded an increasing proportion of teachers of high intellectual capacity, as well as teaching ability, so that with the new development in education a new problem in the supply of teachers was constantly arisen.

The first teachers training school was opened in Tōkyo by 1872, and graduates of it's school went to every district to set up new teachers training school.

So, several prefectures spontaneously established the teachers training schools in many types.

Taking an example in the Tōhoku District, the first Teachers training school was opened in Sendai by 1873, and it's graduates went to Tōhoku Districts.

Their ideas and practices played a large role in the modernization of Japanese education.

The contents in this paper are as follows ;

Preface

Chapter I Establishment of Modern School and New Teachers

II Tōkyo Normal School and it's Graduates

III Miyagi Normal School and it's Graduates

IV Establishment of Teachers training School in the Tōhoku District

Conclusion